

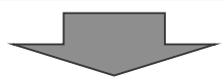
南相馬市地域防災計画の修正（素案）に関する防災会議委員等の意見 追加修正

資料 4

資料 1 - 1 南相馬市地域防災計画の修正（素案）に関する防災会議委員等の意見（回答内容）

修正前

No.	提出者	対象資料	ページ	意見箇所	意見等要旨	回答		
						対応区分	本計画への反映等	市の考え方（対応の理由等）
1	防災会議委員 （相双保健福祉事務所）	資料 3	8・102	総則・災害予防対策編 第 1 部第 2 章第 1 節 第 2 市及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 3 相馬地方広域水道企業団 一般災害対策編 第 1 部第 8 章第 2 節 第 3 相馬地方広域水道企業団との連携 1 給水活動の要請	鹿島区の応急給水に関することは、相馬地方広域水道企業団（以下「相馬企業団」という）ではなく、市が主担当となるよう修正してはどうか。 【理由】厚生労働省「危機管理対策マニュアル策定指針（令和 2 年度改訂）」より、一般に水道の応急体制は、総務班、応急給水班、施設復旧班、管路復旧班で組織される。併せて、住民広報を含む情報連絡も必要になる。相馬企業団は、少人数で 3 市町に渡る広域水道事業を行っているため、災害発生時に 応急給水や 住民広報の業務まで担うことは困難と思われる。相馬企業団は、水道の専門知識が不可欠な 施設復旧、管路復旧に専念することで、早期の断水解消が見込まれると考える。	修正意見	素案のとおり	鹿島区内での応急給水活動には、相馬地方広域水道企業団が管理する給水柱の使用など、当該区域の水道事業者である相馬地方広域水道企業団の関りが不可欠です。このことから、鹿島区において給水が必要となった場合は、まず市から相馬地方広域水道企業団へ要請の上、市と企業団が連携して実施することとしています。住民広報については、一般災害対策編第 1 部第 2 章第 1 に記載のとおり、市が実施します。
21	防災会議委員 （民生委員・児童委員連絡協議会）	資料 3	51	一般災害対策編 第 2 部第 2 章第 8 節 第 1 上水道施設予防対策 1 水道施設等の整備	原町区小高区と鹿島区の水道水源が異なっていることから、連絡管の整備を検討し緊急時に相互に給水できる体制とすることを予防対策に入れてはどうかか。 【理由】水源や取水施設が被害を受け、給水が不能となった場合に、配水管の被災状況にもよるが、被災を逃れた施設からの応急的な給水が可能となると考えるため。	修正意見	素案のとおり	広域連絡管については事務レベルで検討を行っておりますが、本計画に整備について記載できる状況には至っていないため、相馬地方広域水道企業団との連携により給水体制の強化を図る記載としています。



修正後

No.	提出者	対象資料	ページ	意見箇所	意見等要旨	回答		
						対応区分	本計画への反映等	市の考え方（対応の理由等）
1	防災会議委員 （相双保健福祉事務所）	資料 3	8・102	総則・災害予防対策編 第 1 部第 2 章第 1 節 第 2 市及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 3 相馬地方広域水道企業団 一般災害対策編 第 1 部第 8 章第 2 節 第 3 相馬地方広域水道企業団との連携 1 給水活動の要請	鹿島区の応急給水に関することは、相馬地方広域水道企業団（以下「相馬企業団」という）ではなく、市が主担当となるよう修正してはどうか。 【理由】厚生労働省「危機管理対策マニュアル策定指針（令和 2 年度改訂）」より、一般に水道の応急体制は、総務班、応急給水班、施設復旧班、管路復旧班で組織される。併せて、住民広報を含む情報連絡も必要になる。相馬企業団は、少人数で 3 市町に渡る広域水道事業を行っているため、災害発生時に 応急給水や 住民広報の業務まで担うことは困難と思われる。相馬企業団は、水道の専門知識が不可欠な 施設復旧、管路復旧に専念することで、早期の断水解消が見込まれると考える。	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、一般災害対策編第 1 部第 8 章第 2 節第 3（相馬地方広域水道企業団との連携）に次のとおり追記します。 <u>なお、市（水道課）と相馬地方広域水道企業団は、災害時相互応援協定の締結や緊急連絡管の整備について検討する。</u>
21	防災会議委員 （民生委員・児童委員連絡協議会）	資料 3	51	一般災害対策編 第 2 部第 2 章第 8 節 第 1 上水道施設予防対策 1 水道施設等の整備	原町区小高区と鹿島区の水道水源が異なっていることから、連絡管の整備を検討し緊急時に相互に給水できる体制とすることを予防対策に入れてはどうかか。 【理由】水源や取水施設が被害を受け、給水が不能となった場合に、配水管の被災状況にもよるが、被災を逃れた施設からの応急的な給水が可能となると考えるため。	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、一般災害対策編第 1 部第 8 章第 2 節第 3（相馬地方広域水道企業団との連携）に次のとおり追記します。 <u>なお、市（水道課）と相馬地方広域水道企業団は、災害時相互応援協定の締結や緊急連絡管の整備について検討する。</u>

修正後（追加意見）

	提出者	対象資料	ページ	意見箇所	意見等要旨	回答		
						対応区分	本計画への反映等	市の考え方（対応の理由等）
92	防災会議委員 （東北大学）	資料1	13～18	防災行動計画 （風水害・地震災害） 補足注記の追加	このタイムラインの表ですが、24時間以内と記されている内容のうち、この時間の期限ぎりぎりでは「遅い」と批判されてしまう事項がかなりあるという意見を持ちました。例えば、県への応援要請、他区市町村応援要請などが典型です。 「以内」の解釈によりますが、どうしても、期限ぎりぎりであり職員が考えてしまうことが防げないので、私はBCPでは、半日以内を入れてそれを防ぐように指導しています。 例えば、表の下に注として、「注：各項目の（時間・日）以内は、期限ならいつでもよいという意味ではなく、期限の前なるべく早い時間が望ましい項目も多いので注意すること。」などを入れられないでしょうか。	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、表の欄外に以下注記を追記します。 「注：各項目の（時間・日）以内は、期限までにやればよいということではなく、できるだけ早い対応が求められることに留意すること。」
93	防災会議委員 （東北大学）	資料3	43	総則・災害予防対策編 第2部第2章第1節 第1 防災体制の整備 3 業務継続計画の作成 文言の整理	表題は「作成」ですが、内容はBCPの「修正」となっていますので、表題を「業務継続計画の作成・修正」などにしないと、内容と不整合です。 また、「平常時からの事業継続のための環境づくり」とありますが、行政では「事業継続」ではなく「業務継続」を基本的に使用しますので、「平常時からの業務継続のための環境づくり」に直した方が正しいです。	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見のとおり修正します。
94	防災会議委員 （東北大学）	資料3	44	総則・災害予防対策編 第2部第2章第2節 第3 クラウドシステム等ICTの導入に係る検討 文言の整理	表題にクラウドシステムとありますが、本文を見てもクラウドの使用の説明がなく、何にクラウドを使うかわかりません。 文の最後にある「最新の情報通信関連技術の導入」であれば、クラウドがその典型例という印象は既にあると思います。また、内容も「検討」ではなく「導入の努力」を記しています。したがって、表題は、「最新の情報通信技術の導入」などに直さないと、今の表題ははかなり違和感があります。	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、表題を以下のとおり修正します。 「第3 最新の情報通信関連技術の導入」
95	防災会議委員 （東北大学）	資料3	57	総則・災害予防対策編 第2部第3章第2節 第1 総合防災訓練 訓練項目の追加	枠のなかの訓練項目に、災害対策本部の意思決定が含まれていません。これは、行政のBCPの訓練において非常に重要なもので、ぜひ実施すべき内容です。なお、東北大学本部でも、毎年これを行っています。 (1)の後半の「災害対策本部設置、災害情報収集」について、例えば、「災害対策本部の設置、情報収集、意思決定」と直してはいかがでしょうか。	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、訓練項目の(1)を以下のとおり修正します。 「(1)非常招集及び自主参集、災害対策本部設置、情報収集、意思決定」
96	防災会議委員 （東北大学）	資料3	59	総則・災害予防対策編 第2部第3章第3節 第2 企業防災の促進 文言の整理	3行目は、「(BCP)を策定するように努める。」を「(BCP)を策定・改善するように努める。」として、大企業、中堅企業の策定が進んでいることに応じた表現にするのが妥当です。 また、5行目ですが、「～継続的に実施し事業継続マネジメント(BCM)の取組みを通じた防災活動の実施につとめる」とありますが、ここは、「～継続的に実施する事業継続マネジメント(BCM)の取組みも通じて、防災活動の実施」というような表現が、BCMの意味を正確に示す表現です。	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見のとおり修正します。

修正後（追加意見）

No.	提出者	対象資料	ページ	意見箇所	意見等要旨	回答	
						対応区分	市の方針（対応の理由等）
97	防災会議委員 (東北大学)	資料3	67	一般災害対策編 第1部第1章第1節第2 4 職員の安全確保 説明文の追加	「災害時職員行動マニュアル」に基づき安全への意識を徹底することが記載されていますが、マニュアルを見たことがない人にも伝わるよう、具体的な内容を補足したほうがよいと思います。	修正意見	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「4 職員の安全確保 「災害時職員行動マニュアル」に基づき、「職員の安全が確保できて初めて市民に貢献できる」を災害対応の基本原則とし、安全への意識を徹底する。 災害発生時の参集は元より、帰宅時においても行動基準を遵守し、夜間等の移動のリスクが高い状況下においては、施設内での仮眠等の帰宅以外の選択肢を用意する。 また、職員の交代の時期や帰宅について、安全確保を第一に、慎重に判断する。 災害対応は、「職員の安全確保」を第一としながら、「適切な災害対応」と両立できるよう、十分に市民の理解と協力が得られるよう様々な機会を捉えて説明を尽くすものとする。 各所属長は、職員に対し「災害時職員行動マニュアル」の理解、遵守を徹底するとともに、各職員の安全確保を最優先とするとの認識の下、指示し、行動しなければならない。」
98	防災会議委員 (東北大学)	資料3	67	一般災害対策編 第1部第1章第2節第3 2 本部の設置場所 説明文の追加	ここで、代替拠点を3か所示していますが、これは、市の業務継続計画に記載されている重要な内容であるはずですが、しかし、業務継続計画に規定されている3か所といった説明がなく、上述の業務継続計画についての記載と整合していない感じがします。さらに、業務継続計画の見直しを行って（本来、BCPIは毎年改善すべきとガイドライン等で説明されている）、代替拠点の見直しを行った場合、地域防災計画のこの箇所修正が行われるまで正式には変えられないので、ここに「業務継続計画に規定している～」などと追加して、業務継続計画の規定が変わればそれに従うことがわかるようにすべきだと思います。	修正意見	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「2 本部の設置場所 災害対策本部は、本庁舎2階正庁に設置する。正庁が使用できない場合は、本庁舎3階第一会議室に設置する。 本庁舎が使用できない場合は、業務継続計画に規定する次の候補施設から災害状況等を勘案して移設場所を選定する。 鹿島区役所、中央図書館、防災センター。」
99	防災会議委員 (東北大学)	資料3	97	一般災害対策編 第1部第6章第3節第1 一時滞在 説明文の追加	ここでのポイントは、一時滞在有が必要な者が多い場合、地元住民が既に避難している指定避難所に入ると、地元住民が入れなくなるとか、地元住民と一時滞在有者が対立して険悪な状況になる懸念があるので（東日本大震災後の仙台市駅で発生した問題）、別の場所を開設することとすべきという点です。その趣旨をここに記載するとわかりやすいと思います。	修正意見	ご意見を踏まえ、以下の文を追記します。 「なお、一時滞在有施設を選定する際には、受入れ時の混乱を防ぐため可能な限り住民の避難場所とは分けるよう配慮する。」
100	防災会議委員 (東北大学)	資料3	272～ 273	原子力災害対策編 第2章第1節 業務継続の取り組み 文言の整理	最後の行に、業務継続計画の策定及び改定を行う）とありますが、南相馬市の業務継続計画は、原子力災害について規定があれば、改定だけでなく、規定されなければ策定となると思うのですが、実態はどうでしょうか。現状の地震等に備えたBCPを拡充して原子力災害にも対応できるようにするのであれば、改定とか整備とかの表現でよいのかもしれませんが、いずれにしても、この地域防災計画のなかで、業務継続計画との関係が書かれた場所により違っていると感じられました。	修正意見	ご意見を踏まえ「業務継続計画の改定を行う。」に修正します。